

生活保護受給者に対する金銭管理等支援は、 “被保護者金銭管理等支援事業” に変わります

現在、各区あんしんセンターが実施している「日常生活自立支援事業」については、令和3年度から、原則として生活保護受給者を対象とせず、生活保護を受給している方に対しては、川崎市が、新たに委託事業として「被保護者金銭管理等支援事業」を開始します。

事業の概要

川崎市では、生活保護受給者の方が抱える様々な課題を類型化し、それぞれの課題に対する支援手法等を「自立支援プログラム」に定めており、生活保護受給者のうち、金銭管理等を必要とする方については、「金銭管理支援プログラム」を定めています。

この事業は、「金銭管理支援プログラム」に基づいて、生活保護受給者の金銭管理支援や福祉サービス等の手続支援、生活安定支援などを実施する事業です。

主な変更点

「日常生活自立支援事業」と「被保護者金銭管理等支援事業」の主な違いは次のとおりです。

事業の名称	日常生活自立支援事業	被保護者金銭管理等支援事業
実施主体	各区あんしんセンター (川崎市社会福祉協議会)	川崎市(委託事業)
支援対象者	原則生活保護受給者以外 (令和3年度から)	生活保護受給者
支援の内容	○福祉サービスの利用援助 ○日常的金銭管理 ○書類等預かり	○福祉サービスの利用援助 ○日常的金銭管理 ○書類等預かり <u>○家計簿管理方法の提案・支援</u> <u>○貯蓄支援</u>
利用料金	月額 2,500 円 (生活保護受給者は月額 500 円)	無料

被保護者金銭管理等支援事業への移行

現在「日常生活自立支援事業」を利用している生活保護受給者の方に対しては、2月～3月にかけて各区あんしんセンター職員と各福祉事務所のケースワーカーが個別に訪問し、「被保護者金銭管理等支援事業」への移行について御案内しているところです。川崎市が受託事業者との契約を締結する4月以降、あんしんセンターから受託事業者への引継ぎを順次行います。

生活保護受給者の新規利用について

今後、生活保護受給者の方で金銭管理等の支援が必要な方がいらっしゃいましたら、各福祉事務所保護課まで御連絡いただきますようお願いいたします。また、制度・事業について御不明な点がありましたら、担当部署にお問い合わせください。

連絡先は、次のとおりです。

川崎福祉事務所

044-201-3297

田島福祉事務所

044-322-1997

中原福祉事務所

044-744-3300

宮前福祉事務所

044-856-3234

麻生福祉事務所

044-956-5345

大師福祉事務所

044-271-0149

幸福福祉事務所

044-556-6723

高津福祉事務所

044-861-3254

多摩福祉事務所

044-935-3289

●制度・事業に関すること

(被保護者金銭管理等支援事業)

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室

044-200-3571

(日常生活自立支援事業)

川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター

044-739-8727